

## 徳島市農業委員会農地部会会議録

徳島市農業委員会農地部会の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成29年2月28日（火） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

### 3 議事内容

#### 付議案件

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 非農地証明の審議について            |
| 第5号議案 | 非農地通知の審議について            |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の承認について        |

#### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 農地改良届について
6. 農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
8. 農地法第3条の許可の取消について
9. 転用許可の取消について
10. 転用届出の取消について

#### 4 出席委員

1番	岸本	昇
2番	大平	雅義
3番	中野	耕一
4番	金澤	敬治
5番	能田	義弘
6番	西	一
7番	山本	孝
8番	佐々木	永薫
9番	森	政雄
10番	品山	昌美
11番	藤本	裕造
12番	坂東	政義
14番	近藤	浩二
15番	竹内	敬二
16番	山本	喜代治
17番	欠員	
18番	黒田	達哉

平成29年2月28日 15時15分から  
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 　　ただ今から、平成29年2月徳島市農業委員会農地部会を開会いたします。  
　　本日の部会は、部会所属委員17名のうち過半を超える16名が出席しており、会議が成立しております。  
　　欠席の届出がありました委員は、13番、野口芳久委員です。  
　　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全員 　　異議なし。

議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、7番・山本孝委員、14番・近藤浩二委員にお願いします。  
　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願いいたします。

議長 　　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。  
　　それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。  
　　議案書1ページをお開きください。  
　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。  
　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われ  
　　れます。  
　　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響  
　　を生ずる要因は特に見受けられません。  
　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき  
　　事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。  
　　1番と2番は譲渡人譲受人が同一ですので合わせて説明させていただきます。  
　　譲渡人と譲受人との間で、労力不足による経営縮小のため、1番は農地1筆に使用  
　　貸借権を設定し、2番は農地1筆の所有権を移転しようとするものです。  
　　譲受人の耕作面積は許可後、30aに至るもので、許可後は玉ねぎとホウレン草の  
　　栽培を行うとのこと。譲受人の耕作面積の内18aは吉野川市農業委員会発行の  
　　耕作証明にて確認しております。

3番は、譲渡人と譲受人との間で、贈与により、農地4筆の所有権を移転しようとするものです。

譲受人は学校法人であり、大学教育における栄養学や健康学、幼児教育における食育などの教育に必要であるため農地を取得するという事で、農地法第3条第2項第1号（農業に必要な機械等）、第2号（農地所有適格法人以外の法人の権利取得）、第4号（常時従事）、第5号（下限面積）の規定については、農地法施行令第2条第1項第号ハに該当するため要件を充たすものです。

譲受人の耕作面積は許可後、18aに至るもので、許可後は、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人と譲受人との間で、同一世帯内での部分贈与により、農地1筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後、51aに至るもので、許可後は、今までどおりブロッコリーやホウレン草、枝豆の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上4件で、対象地は、田1, 824㎡、畑3, 790㎡、計5, 614㎡となります。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。  
第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。  
それでは、次の審議に移ります  
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。  
それでは、事務局、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が露天貸駐車場として転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。

一般基準について、申請人は建設会社を経営しており、会社から申請地が近隣であり、従業員用駐車場として利用するのに便利であったため、平成5年1月頃に申請地を埋め立てて既に利用を開始しており、この度農地法の手続きがとられていなかったことが判明したため、これを是正するため転用許可申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、先程の経緯

のとおり、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、申請人からこれについて反省し今後は農地法を順守する旨の始末書が提出されております。

2番は、申請人が露天貸駐車場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。

一般基準について、申請人は製造会社を営んでおり、従業員用及び営業用の車を止める駐車スペースが手狭となってきたため、この度隣接する申請地を駐車場として活用しようとして計画したもので、転用の必要性・確実性は認められます。

また隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第2号議案は以上2件で、田122㎡、畑614㎡の計736㎡です。

転用目的の内訳は、その他施設用地が736㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。  
第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおりに許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

それでは説明に移ります。議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、手狭となったため、地元で適地を探していたところ、実家にも近く環境も良いことからこの地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について、譲受人は、土木工事、建築工事業等の業務を行っておりますが、業務拡大とともに徳島市南部で新たに資材置場が必要となったため、適地を探していたところ、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月15日に勝占地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

3番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、現在、親元で同居していますが、手狭であり、また、老朽化してきたこともあり、新しい居宅の建築を計画し、適地を探していたところ、実家にも近く環境も良いことからこの地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、農地への進入路へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、耕作地への進入路が不便なためこの地を利用できないか、話をしたところ、話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、隣地で椎茸を育成、販売している会社役員で、来客、入出荷作業車の駐車場が不足しているため、話をしたところ、話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、上から2番目の土地について、現地はすでに更地になっており、今後は、農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

6番と7番は、譲受人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。

この2件は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、合わせて太陽光パネル400枚、出力108,00kw規模のもので、事業費総額3,000万円、全額を借り入れ資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

8番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、徳島市内で建設業を営んでおり事業拡大に伴う新規資材置場を探していたところ所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月15日に上八万地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

9番は、譲受人が所有権の移転を受けて、特別積合せ貨物運送事業場へ転用するものです。

立地基準については、徳島市上八万支所から300m以内にある第3種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、貨物自動車運送事業等の業務を行っていますが事業拡大に伴い利便性もよく、本店からも近いこの地を候補地として相談したところ、話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月15日に上八万地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

10番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されません。

一般基準について、譲受人は、現在実家に住んでおりますが、近々結婚することになり手狭になってくるため、住宅の建築を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、上から2番目の土地の一部をすでに駐車場としており、今後は、農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

11番から13番は、事業内容等が同一なため、合わせて説明させていただきます。これらの案件は、譲受人が所有権の移転を受けて、それぞれの取引会社へ賃貸借する契約で、露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されません。

一般基準については、譲受人は、徳島県内で不動産賃貸、管理業等を営んでおります。事業拡大に伴う新規資材置場を探していた取引先と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月20日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

14番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されません。

一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事

業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル80枚、出力23.60kw規模のもので、事業費総額900万円、全額を借り入れ資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

15番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について、譲受人は、現在実家に住んでおりますが、子供の成長とともに手狭となってきたため、住宅の建築を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

16番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル1,040枚、出力166.40kw規模のもので、事業費総額3,500万円、全額を借り入れ資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、上から1番目の土地につきましては、過去に一時転用をし、その後農地として耕作していたにもかかわらず、手続きをしていなかったことについて始末書の提出があります。また、この2筆の間に道路が通って分断されているため地区審査は行いませんでした。

17番から21番は、譲受人、事業内容等が同一なため、合わせて説明させていただきます。これらの案件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するもので、徳島市での転用面積は、4,739㎡、事業計画は、石井町の農地、宅地も含まれ、全体での面積は、6,117㎡になります。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について、譲受人は、不動産業及び土木工事、建築工事業等の業務を行っておりますが、業務拡大とともに現在の資材置場だけでは手狭となったため、適地を探していたところ、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月20日に国府地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

第3号議案は、21件で、田20,313.21㎡、畑2,458.33㎡で、計22,771.54㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地1,252.43㎡、その他施設用地



21, 519. 11㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の大平委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

職員 今月15日の午前11時から2番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は岸野委員さんと私の委員2名と、転用者側3名、事務局2名の7名です。

場所は、大松小学校から南へ約200mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権の移転をし、露天資材置場に転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、平成29年の2月に除外の公告がなされているとのことです。

事業の計画については、近年、事業規模の拡大に伴って徳島市南部で新たに資材置場が必要となり、今回の申請になったとのことです。

土地の造成については、東側市道に進入路を設置し、市道の高さまで盛り土し、土羽による押え盛り土を行い整地して、周囲の農地や道路へ影響がないようにする計画とのことです。

排水についてですが、雨水のみで地下浸透、処理しきれない分は、東側の既存の水路へ排水するとのことです。

用水を管理する地元の土地改良区、協議会とは協議を整え、同意を得ております。また、小学校の通学路となっていますので、登下校時は安全対策をとるよう転用者側に指示しました。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で転用許可となる条件も満たしておりますので、勝占地区の委員は一致して、許可することに、やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、8番と9番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の佐々木委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

佐々木委員 今月15日の午前10時から8番と9番の案件で地区審査を実施いたしました。

最初に8番案件について報告します。参加者は川人委員さんと私の委員2名と、転用者側2名、事務局2名の6名です。

場所は、上八万中学校から南東へ約100mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をして譲受人が営む建設会社の露天資材置場に転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、平成29年の2月に除外になっているとのことです。

土地の造成については、良質な山土で前面道路と同じ高さまで盛り土し、整地して、足場材等の資材置場にしようとする計画で、隣接する農地には既存の擁壁を利用して、被害が及ばないようにするとのことです。また、排水については、雨水のみで、西側と北側の既存の水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の土地改良区と協議は整っております。

次に9番案件について報告します。参加者は川人委員さんと私の委員2名と、転用者側2名、事務局2名の6名です。

場所は、上八万支所から南東へ約150mに位置する農地で、第3種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をして特別積合せ貨物運送事業場に転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、平成28年の6月に除外になっているとのことです。

土地の造成については、良質な山土で前面道路と同じ高さまで盛り土し、整地して、運送事業場にしようとする計画で、隣接する西側の農地には影にならないよう事務所を東側に建設し、土地利用区域と水路等の間には間隔を設け、擁壁等も設置し、被害が及ばないようにするとのことです。また、排水については、雨水は敷地内から北側に排水し、事務所から出る雑排水は、合併浄化槽を通して水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の土地改良区と協議は整っております。

結論として、今回の2件の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、上八万地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。続きまして、11番から13番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の藤本委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

藤本委員              今月20日の午後1時30分から11番から13番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は植田委員さん、清川委員さん、坂東二三男委員さんと私の委員4名と、転用者側1名、事務局2名の7名です。

場所は、新加賀須野橋から南へ約400mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、3件とも土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転してそれぞれ取引会社と契約して露天資材置場へ転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、平成29年2月に除外されているとのことです。

土地の造成については、11番は現況より70cmほど盛土して市道の高さまで上げて整地し、川内地区で土木建築資材置場を探していた業者と、話がまとまって賃貸借する契約とのこと。周囲の農地や水路、道路へ影響がないように配慮するとのことです。

排水についてですが、雨水のみで、従前どおり、北側水路に排水し、周囲にコンクリート擁壁を新設する計画とのこと。用水を管理する地元の土地改良区と協議は整っております。

12番は現況より70cmほど盛土して市道の高さまで上げて整地し、川内地区で土木建築資材置場を探していた取引業者と、賃貸借することで話がまとまって契約することです。周囲の農地や水路、道路へ影響がないように配慮するとのことです。

排水についてですが、雨水のみで、従前どおり、北側水路及び南側水路に排水し、周囲にコンクリート擁壁を新設する計画とのこと。用水を管理する地元の土地改良区と協議は整っております。

13番も現況より70cmほど盛土して市道の高さまで上げて整地し、徳島市北部で

土木建築資材置場を探していた取引先と賃貸借する契約とのことです。周囲の農地や水路、道路へ影響がないように配慮するとのことです。

排水についてですが、雨水のみで、従前どおり、南側と北側水路に排水し、周囲にコンクリート擁壁を新設する計画とのことで、用水を管理する地元の土地改良区と協議は整っております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件も満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、17番から21番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の坂東委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東(政)委員 今月20日の午前10時から、17番から21番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は谷川委員さんと私、転用者側3名、事務局2名の7名です。

場所は、徳島西環状線と国道192号線の交差する付近から南西に約400mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。転用面積は、あわせて4,739㎡、石井町の農地、宅地等も含めると、6,117㎡になります。

今回の申請は、それぞれの土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、露天資材置場にするということです。

譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を購入して現在土木建築等の設計、施工、土木建築資材販売等の業務を行っている会社の資材置場として活用したいと考えました。業務拡大とともに現在の資材置場が満杯状態で手狭となり、新たな資材置場を探していたところ広い道路沿いの近くにあり、利便性も良いことからこの地を利用できないかと、問い合わせしたところ、話がまとまり今回の申請になったとのこと。

土地の造成については、申請地北側に進入路を設け、周囲をコンクリート擁壁で囲み、山土で盛土し、整地して、中央に通路を付け、両側に建設残土、クラッシャー等の置場とするとのこと。周辺の農地や水路、道路へ土砂が流出しないよう十分な対策をしています。

排水については、雨水のみで、以西土地改良区とも話して調整済であるとのこと。

周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はないと思われますので、国府地区の委員は一致して転用もやむを得ないと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 それでは意見が無い場合はご発言が無いようですので、採決いたします。  
第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から16番案件を許可すること、17番から21番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第3号議案については1番から16番案件を議案書のとおり許可すること、17番から21番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮

問することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第4号議案 非農地証明願の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第4号議案、非農地証明の審議についてご説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

まず、すべての申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、時期不詳ではありますが建物が建てられ、申請人が隣地で居住していた平成7年までは住宅敷地として利用されておりましたが、その後建物を解体して、現在は申請人が経営する建設業の資材置場として利用されているものです。

非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

2番の申請地は、平成3年に隣地に申請人家族が住宅を新築した際にあわせて倉庫が建築されたものであり、住宅敷地として利用され現在に至るものです。

非農地化の確認資料としては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第4号議案は以上2件で、対象地は畑177㎡です。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、その他、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第4号議案の非農地証明願の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案 非農地通知の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第5号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。

議案書8ページをお開きください。

1番の申請地は、県道八多法花線沿いの紅葉山バス停留所より西におよそ1kmの地点に位置しており、平成29年1月13日に、地元の委員さん2名と事務局2名で状況を確認しております。

現況について、対象地はいずれも長年耕作されていないままの状態、人が進入できないほどの竹や雑木等で覆われており、周りの山林と同化して境界も分からない状況です。そのため農業用機械による耕起・整地は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周辺も山林が多く、非農地判定による周辺農地への

被害発生のおそれは小さいと思われま

す。  
第5号議案は以上1件で、対象地は畑1，768㎡です。  
ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので 採決いたします。  
第5号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。  
それでは、次の審議に移ります。

第6号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。  
それでは、事務局、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。  
議案書9ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま

す。  
利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が11件、再設定が1件で合計12件となっており、そのうち、賃貸借権が9件、使用貸借権が3件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が勝占地区・2筆・1件、2番～8番が応神地区・12筆・7件、9番が川内地区・1筆・1件、10番が国府地区・1筆・1件、11番が南井上地区・1筆・1件、12番が北井上地区・5筆・1件、となっております。

利用権設定については以上で、田4筆3，679㎡、畑18筆14，765.64㎡の合計22筆18，444.64㎡となります。

続きまして、利用権移転の説明に移ります。11ページをお開きください。

本件は、平成25年12月26日から5年間の賃借権設定がされている貸借の残りの期間を移転するものです。

利用権移転については以上1件で、田1筆1，433㎡です。

続きまして、所有権移転についてご説明します。

12ページをお開きください。

本案件は、譲渡人から譲受人それぞれへ、売買により所有権が移転されるものです。  
耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の譲受人の耕作面積は、取得後126aに至るものであり、取得後には対象

地において水稻の栽培を行うとのことです。

2番の譲受人の耕作面積は、取得後81aに至るものであり、取得後には対象地において水稻・野菜の栽培を行うとのことです。

所有権移転については以上2件で、田2筆2,832㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員 それでは報告事項についてご報告いたします。

議案書13ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。15ページにわたって、10件、受理いたしました。

16ページにお移りください。

2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。17ページにわたって、10件、受理いたしました。

18ページにお移りください。

3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。20ページにわたって、14件、受理いたしました。

21ページをお開きください。

4番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。農地の賃貸借契約について合意による解約がなされた旨の通知を、2件、受理いたしました。

22ページにお移りください。

5番は、農地改良届について、で、でございます。5件、受理いたしました。

23ページをお開きください。

6番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について、でございます。1件、受理いたしました。

24ページにお移りください。

7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。2件、徳島地方法務局に回答いたしました。

25ページをお開きください。

8番は、農地法第3条の許可の取消について、でございます。1件、取消しました。26ページにお移りください。

9番は、転用許可の取消について、でございます。1件、取消しました。

27ページをお開きください。

10番は、転用届出の取消について、でございます。2件、取消しました。  
報告事項について、の報告は、以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等ございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成29年2月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

次回は3月30日（木）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。  
ありがとうございました。

（閉会 16時20分）